

レーザー脱毛士試験の受験資格について

I. 一般条件

会員資格：受験日に日本医学脱毛学会の会員であり、会費の滞納がないこと。（イ）受験前年までの学会参加証明書提出：受験する前年までの学会参加証明書の提出が必須です（2025年は例外として、この条件が適用されません）。

II. 特別規定（2025年の受験者向け）

- (ア) 2025年の受験者は入会期間に関わらず受験が可能です。
- (イ) 過去に学術集会に参加していない場合、試験当日の学術集会参加が必要
- (ウ) 試験後、学術集会参加証明のため受験票に学会印を押して提出することを検討しています。

III. 2026年以降の受験資格

- (ア) 受験日までに1年以上の学会入会歴が必要です。
- (イ) 受験日までに1回以上の学術集会への参加が必須です。
- (ウ) 受験前年までの学会参加証明書の提出が必要です。

IV. 2025年試験日翌日以降の入会者

これらの会員は2026年の受験資格がなく、2027年から受験が可能となります。

V. 脱毛範囲の分類

受験者は筆記試験合格後、提出する症例において、脱毛範囲を以下の部位に分類し、1患者さんで3部位までとして提出します。

顔（口唇部を除く）、口唇部、前頸部、うなじ、胸部、腹部、脇、背部、腰部、臀部、陰部（VIOひとまとめ）、上肢(手指手背含む)、下肢(足背足指含む)

VI. 将来の試験に向けて

- (ア) 次のレーザー脱毛士試験（2025年）では、少なくとも当日の学術集会参加（+3年以内にもう1回参加）が条件です。
- (イ) その次の試験（2026年）からは、受験当日までに少なくとも2回の学術集会（受験当日も含む）への参加が義務付けられます。

VII. 筆記試験問題

筆試験問題は、克誠堂出版”よくわかる医学脱毛”を参考に出題されます。筆記試験の問題自体に関する質問には、一切お答えできません。

入会に関するお問い合わせは本部事務局：つかはらクリニック

資格に関するお問い合わせは認定事務局：秋葉原スキンクリニック